

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 1 7 号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 6 の 9 中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改める。

第 1 6 条の 2 第 1 項第 2 号中「2 9 万 5, 0 0 0 円」を「3 0 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改め、同条第 2 項中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改める。

第 1 6 条の 5 第 3 項及び第 7 項中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の香芝市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。